

第 832 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 5 月 22 日開催

紫波町農業委員会

第 832 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 832 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 5 月 22 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 5 年 5 月 22 日(月) 午後 1 時 30 分から 午後 2 時 22 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農用法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (10 名)

1 番	佐藤武士君	3 番	高橋伸夫君
5 番	横沢一則君	6 番	玉山泉君
7 番	佐藤廣志君	8 番	工藤姫子君
9 番	藤原和夫君	10 番	滝浦新悦君
11 番	中村成志君	12 番	岡市充司君

5 欠席委員 (1 名)

2 番 菅川正君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 藤根あけみ君

事務局次長 工藤信吾君

主任 横沢三重子君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 832 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆さんご苦労様です。農繁期となりまして町内の田植え作業もだいぶ進んでいるように見受けられます。テレビや新聞では連日ウクライナ情勢と新型コロナウイルスのニュースで、どちらもすぐには終息する気配はありませんが、コロナに関しては今月8日から分類が季節性インフルエンザと同様の2類から5類に変更されました。

とは言いましても、これまでと同様に感染に関しては、引き続き注意が必要ということです。また、今年の天候は暖かい日が続きまして桜の花も二週間ほど早く咲いたと思ったら今度は急に寒くなったり、雪が降ったり霜が降ったりと非常に寒暖差が激しく、また風の強い日も多く、育苗ハウスの温度管理に神経を使う年だったのではないかと思います。

我々農業者にとっては、穏やかな天候が一番に望まれるところですが、なにしろ自然が相手の仕事ですので、上手く付き合っていかなければならないと思っております。

そして今年もまた、県内各地で農作業中の事故が発生しております。委員の皆様は忙しい中ではありますが、計画的に余裕を持って作業していただき、くれぐれも事故のないようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の総会審議よろしく願いいたします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございます。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番、菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において11番 中村成志委員、1番 佐藤武士委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が11件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第2号 農地法第3条3の規定による農地の相続等の届出について

報告第3号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について、通知が2件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について、届出が8件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第3号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について、通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 6 ページをご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許否の決定についてご説明いたします。本案件は所有権移転が 4 件、賃貸借権設定が 1 件、使用収益権設定が 1 件です。お手元に配布してあります農地法関係資料の 1 ページから併せてご覧ください。

(議案書朗読)

本案件につきましては、5月17日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について本会でのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番 (工藤姫子君)

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。今回農地調整小委員会では 6 件について審議しております。

また、農地法第 3 条の許可要件については、お手元に配布されている農地法第 3 条調査書の要件を審査しております。

付議番号 1 番は、■■さんの所有する農地が開発区域となったため、■■さんの農地の面積相当分を■■さんの農地から代替地として取得するものであります。

付議番号 2 番は■■■■■■■■■■が就労継続支援事業で農地を利用するため
賃貸借権を設定するものです。当該法人は農機具を所有し、農地管理担当者がいるた
め、農地の管理は適正にされると思われます。

付議番号 3 番は、相続で農地を取得した■■さんが農地の管理ができないため、近くに居住している■■さんが買い受けることになったものです。■■さんは大型機械を所有しており、農地の管理は問題がないと思われます。

付議番号４番は、高齢で耕作ができなくなった■■■さんから息子の■■■さんに贈与するものです。■■■さんは父から受ける相続手続きと合わせて、■■■さんの贈与の手続きも行おうとするものです。

付議番号 5 番は、高齢のため農地の管理ができなくなった■■さんが隣接地を耕作している■■さんに購入を依頼したものであります。

■■さんは農機具一式を所有しており、耕作管理には問題がないと思われます。

付議番号6番は、太陽光発電事業者が、パネル部分にかかる地上権を設定し、空間の権利を確保する更新の案件で、実績等を確認し、問題ないと判断いたしました。

以上につきまして、状況については調査書に記載されています。農地調整小委員会での審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 9 ページをご覧ください。議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。本案件は、新規 3 件、更新 3 件であります。

（議案書朗読）

本案件につきましては、5 月 17 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は 5 月 25 日公告予定です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 2 号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、新規 3 件、更新 3 件の審議です。

付議番号 1 番は、■■さんの農地を今まで耕作していた方が体調不良になったため■■さんに耕作を依頼したものであります。利用権設定を受ける■■さんは生産組合に加入しており、生産組合の農機具を利用して耕作をするとのことから、問題がないと思われま。

付議番号 2 番は、実家の農地の耕作をしている■■さんが規模を拡大するために■■さん所有の農地を借りて、野菜の作付けをするものであります。■■さんは意欲的に農業に取り組んでおり、担い手として期待されております。

付議番号 3 番は■■■■■■■■■■が借り受けるものです。当該農地は■■さんの自宅から遠方にあるため、近隣農地を耕作している法人に依頼するものであります。

付議 4 番以降は更新の案件で、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件を満たしており、利用権設定後においても営農継続性が認められ、地域と

の調和要件についても問題はないとの意見であり原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

議案の11ページと調査資料は12ページをご覧ください。議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては5月17日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は5月25日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第3号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番は、■■■さんと■■■さんの農地は組田であり、■■■さんが■■■さんの農地を買い受けて耕作をするものであります。■■■さんは意欲的に農業に取り組んでいる認定農業者であるため、耕作管理には問題がないと思われます。

農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定めた要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第3号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について説明します。議案書は12ページ。また、別添調査資料は13ページから15ページをご覧ください。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、5月17日に現地調査を行っております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

6番委員。

○6番（玉山泉君）

議案第4号、農地法第4条の申請について報告いたします。5月17日に、畠山推進委員、堀切推進委員、私、事務局と4名で現地調査を行っています。

調査を行った結果、北上川の西側に位置する 紫波橋から北に向かっていったところですが、周りには特別何も影響をすることはないと判断しました。以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について説明します。議案書は 13 ページから 21 ページをご覧ください。調査資料は 16 ページからになります。申請件数は 21 件、そのうち所有権移転によるものが 19 件、使用貸借によるものが 2 件となります。

（議案書朗読）

本件につきましては、5 月 17 日に現地調査を行っております。各案件とも調査書に記載のとおり、農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

6 番委員。

○6 番（玉山泉君）

報告いたします。5 月 17 日に現地調査を行っております。畠山推進委員、堀切推進委員、事務局、私で行ってきました。

付議番号 1 番は、オガールの北側の方でございまして、道路沿いで自宅に接地している土地で、娘の婿が住宅を建てるということで、周辺に影響があるところがないと見ております。

付議番号 2 番も、息子夫婦の宅地の通路と駐車場を整備したいという計画です。こちらも周りに影響があるものはないと見てきております。

付議番号 3 番は、J A の日詰支所の辺りに駐車場がありますが、その西側になります。住宅地に残された農地であり周辺への影響はないものと判断しました。

付議番号 4 番は、ミネルバ開発が行う宅地開発であり、ナックスの南側周辺の住宅地に残された農地です。周辺には特に影響はないと判断してきました。

付議番号 5 番は、紫波インターチェンジに行く途中の交差点で、自宅の隣地にある農地でした。駐車場を整備する計画で、周辺には影響がないと見てきました。

付議番号 6 番ですが、乙部の花月堂に行く登り坂のところの左側で、旧乙部街道に行く途中にリサイクル業者があります。そこに隣接する農地で先ほど説明があったように 1/2 以内の施設拡張であることですが、周りに与える影響がないものと判断しま

した。

付議番号 7 番から 10 番はナックスの南側にミネルバ開発が宅地開発を計画しており、住宅地に残された農地であります。周辺には特に影響はないと判断してきました。

付議番号 11 番は、ファミリー観光の既存の営業所があるところで、農免道沿いにある土地でありまして、2 方向の道路の角地のところであり、こちらも周辺に影響はないと見てきました。ファミリー観光は小学校のスクールバス運営をしているということで事業の拡大をするところのようです。

付議番号 12 番から 21 番までは、日詰駅の北側で新幹線東側の場所に位置しており、3 町歩から 4 町歩の農地になりますが、立地基準を満たしているということでありま
す。周辺は住宅地であり問題はないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、
原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 832 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 22 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員